

# 1 調査結果のまとめ

## ① 事業所の運営状況について

### (1) 運営主体

運営主体について、「営利法人(株式会社、有限会社など)」が41.8%と最も多く、前回の調査から7.1%増加しています。このことについては、「共同生活援助」、各種就労系サービス、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」において、新規で事業を開始した営利法人が比較的多いことが影響しています。

### (2) 経営状況

収支状況(令和4年1月から同9月末日までの状況で判断)について、「赤字である」が最も多くなっています。「黒字である」、「昨年から減収見込みだが黒字である」を合算した割合が21.8%、「昨年から減収見込みだが均衡である」、「概ね均衡である」を合算した割合が47.1%と前回の調査から、大きな変化はありませんでした。

しかしながら、「昨年から減収見込みだが黒字である」、「昨年から減収見込みだが概ね均衡である」、「赤字である」を合わせた割合が57.7%と半分以上の事業所が昨年より赤字や減収見込みとなっています。

なお、赤字や減収の要因については、「障害介護給付費等の報酬の不足や利用者の人数が少ない」が最も多くなっており、「その他」として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、職員や利用者への感染により、事業の継続が思うようにいかなかったり、職員の不足や人件費の負担などが要因として挙げられています。

また、事業支出における人件費の割合は、「70%以上」が47.9%と最も高く、50%以上を占める事業所は97.2%となります。この割合は、前回の調査から2.2%、3.6%増加しており、近年の福祉職員の処遇改善等の影響もあり、人件費の占める割合が増加していると考えられます。

事業所の経営状況については、令和4年度半ばからの水光熱費や物価等の高騰以上に、感染症の拡大による勤務職員不足や人件費が経営面に大きな影響を与えています。

### (3) 職員の雇用状況等

職員の雇用形態については、「正社員・正職員」が最も多く、前回の調査から僅かに増加していますが、常勤、非常勤を合わせたパート職員数は過半数を超過します。提供するサービスの種類により、必要な職員数は定められておりますが、69.6%の事業所が「正社員・正職員」が1から5人の体制となっています。

また、これら職員の採用からの経験年数は、「10年以上」が27.2%と最も多く、5年以上経過した職員の割合は50.0%となっています。前回の調査から、「10年以上」は2.4%、5年以上経過した職員の割合は2.0%それぞれ減少しています。加えて、令和3年度中の退職者数は、前回の調査と回答事業所数が異なるため、参考での数字となりますが、44人増加し、合計180人が退職しています。

なお、職員の過不足については、「やや不足している」、「不足している」が35.4%、31.6%と順

に高く、これに「大変不足している」を合わせた割合が79.7%と大半の事業所が不足していると感じています。この割合は、前回の調査から9.2%増加しており、経営面に占める人件費の割合が増加している反面、日々の支援に対応する職員が不足していると感じています。

#### (4) 厚木市援護者の受入れ状況

各サービスの利用者のうち、厚木市援護者の割合が過半数を下回るサービスは、療養介護(14.3%)、生活介護(48.1%)、施設入所(17.2%)、自立訓練(機能訓練)(0.0%)、同(機能訓練)(20.0%)、就労移行支援(9.1%)、就労定着支援(5.8%)、共同生活援助(48.5%)、児童発達支援(45.3%)、福祉型障害児入所施設(28.6%)、医療型障害児入所施設(0.0%)となっています。

特に、療養介護、施設入所、各自立訓練、各障害児入所施設は市内の事業所数が極端に少なく、また、近隣市においても事業所が少ないため、厚木市援護者の割合が少なくなっています。

また、前回の調査から、顕著に厚木市援護者の割合が減少したサービスは、重度訪問介護(13.2%減少)、同行援護(25.7%減少)、自立訓練(機能訓練)(14.1%減少)、就労移行支援(24.2%減少)、就労定着支援(15.4%減少)、児童発達支援(34.5%減少)、医療型障害児入所施設(33.3%減少)となっており、市内において事業所が少ない自立訓練(機能訓練)、医療型障害児入所施設を除き、市外からの利用者が増加していると考えられます。

#### (5) 事業所の受入れ可否の状況

受入れに余力がある状態である「受入可能」が「0」となったサービスは、重度訪問介護、療養介護、自立訓練(機能訓練)、福祉型障害児入所、医療型障害児入所施設となっています。

また、前回の調査と比べて、「受入可能」の割合が減少したサービスは、居宅介護(5.5%減少)、短期入所(4.4%減少)、施設入所(4.2%減少)、就労継続支援B型(30.3%減少)、日中一時支援(46.7%減少)、児童発達支援(37.1%減少)、放課後等デイサービス(14.3%減少)となっています。

特に、厚木市援護者の割合が高く、前回の調査から「受入可能」の割合が減少したサービスを除くと、居宅介護、短期入所、就労継続支援B型、日中一時支援、放課後等デイサービスについては、厚木市援護者からの需要がここ数年で高まっていると考えられます。

しかしながら、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型では、前回の調査に引き続き、100%が「受入可能」となっているものの、半分以上のサービスにおいて、「状況で可能」と回答した割合が最も多く、今後の障害福祉サービス等の需要が高まるにつれ、多くのサービスで「受入不可」に転じることが予測されます。

なお、利用実態調査における不足していると感じる目立ったサービスとして、訪問系サービスの「移動支援」、「行動援護」、「居宅介護(家事援助)」、「重度訪問介護」、日中活動系サービスの「短期入所」、「生活介護」、「療養介護」、「自立訓練(生活訓練)」、「自立訓練(機能訓練)」、「就労継続支援(A型)」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」があげられ、このう

ち、「重度訪問介護」、「療養介護」、「自立訓練(機能訓練)」では受入れに余力がなく、「居宅介護」、「短期入所」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」では需要が高く、不足していると感じる利用者がいる状況です。

#### (6) 就労系サービスにおける一般就労

令和元(平成31)年度から令和3年度までの期間における、「就労継続支援」、「就労移行支援」の民間企業等へ一般就労した人数は、年々増加しており、令和3年度の「就労継続支援(A型)」は25.0%、同年の「就労移行支援」は62.8%と前回の調査を含めて最も高くなっています。

また、「就労移行支援」の利用者数についても、年々増加しており、障がい者が一般就労を目指す上で、当該サービスの役割が引き続き期待されます。

#### (7) 地域生活支援事業に関する調査

移動支援における、通学支援の実施可能状況について、「通学支援を提供できる余力がある」と回答した事業所はなく、28.6%(4事業所)が曜日や時間、障がい特性といった限定的な条件下において提供ができると回答しました。

移動支援を提供する事業所は、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスの指定を受けている事業所であり、報酬面の課題もありますが、登下校の時間帯については、これら訪問系サービスの利用者の支援にあたる時間帯と重なり、通学支援を実施するに当たり、人手不足の課題が考えられます。

また、「生活介護」、「就労継続支援(B型)」、「就労継続支援(A型)」等の日中活動系サービスのサービス提供時間について、平日の終了時間は16時までで終了する事業所が75.9%(22事業所)となっており、6.9%(2事業所)が17時以降に提供していると回答しています。

そして、サービス終了後において、日中一時支援として延長や休日の預かり支援の実施可能状況について、20.0%(5事業所)が17時以降も提供可能と回答しているものの、「緩和しても指定を受ける考えはない」が60.0%(15事業所)となっています。

働き方が多様化した現在、障がい者の介助者がフルタイムの働き手と想定した場合、多くの日中活動系サービスのサービス提供終了時間が16時までとなっていることから、サービス提供終了後や休日の居場所が課題となります。

## ② 事業展開における現状と課題について

### (1) 利用者の意見・苦情の受付やサービスの質の向上に関する取組

利用者の意見・苦情の受付について、「特に利用者の意見・苦情を受け付けるしくみは設けていない」と回答した事業者はなく、「苦情対応責任者・苦情受付担当者を配置して受け付けている」が87.3%と最も多くなっており、前回の調査からも全体的な回答件数の割合が増加していることから、事業所において、利用者からの意見・苦情を受け付ける取組が図られています。

また、サービスの質の向上に関する取組について、「定期的に研修会の開催や外部の研修に参加させるなど常に職員の向上を図っている」が81.0%と最も多く、次いで「法律などで

定められている会議のほか、利用者へより良い支援を提供できるよう概ね全職員が参加する話し合いの場を定期的に設けている」が 62.0%と多くなっています。

しかしながら、前回の調査から、「地域における障害者支援ネットワークの構築に努める」で 17.2%、「事業所独自の方法で、定期的に自らのサービスの質の評価を行っている」で 13.8%とそれぞれ減少しています。特に、「地域における障害者支援ネットワークの構築に努める」については、利用実態調査においても、地域とのつながりの場・機会の不足等が明らかであり、地域のネットワークづくりの促進を図るための取組が必要となります。

## (2) 事業展開での課題

「職員の確保が困難」が 70.9%と最も多くなっています。加えて、前回の調査から、「職員の雇用条件・福利厚生が不十分」が 12.5%、「職員の確保が困難」が 9.8%、「人件費を支出することが難しい」が 8.3%とそれぞれ増加し、①(3)と同様に、職員の不足や人件費に係る問題点・課題が多くなっています。

障害福祉サービス等事業所は障がい者の日常生活を支える重要な役割を担っており、その役割を直接担っているのは事業所の職員であることから、支援にあたっている職員の待遇改善や不足している職員確保が障がい者が地域の安心した暮らしに直結する大きな課題となります。

## (3) 関係機関との連携

関係機関との連絡調整や連携について、ほとんどの選択肢において増加しており、「地域包括支援センター」を除く、行政機関・行政からの委託事業者において増加しています。特に、最も多い「市役所障がい福祉課」の 81.8%に次いで、「障がい者基幹相談支援センター」が 77.3%、「障がい者相談支援センター」が 62.2%と高い割合のため、市の相談支援事業の委託事業者を中心とした連絡調整や連携が構築されています。

しかしながら、利用実態調査においては、「障がい者相談支援センター」の認知度が前回の調査から減少しており、今後は利用者を中心とした相談支援事業の周知を実施することが相談支援体制の強化を図る上で重要と考えます。

## ③ 地域生活支援拠点について

事業所における地域生活支援拠点の理解度について、「一部の職員(管理職等)が理解している」が 67.9%と最も高く、「ほとんどの職員(現場レベルも含む)が理解している」を合わせた割合は 83.3%となっており、令和3年度における、事業所に対する説明会等の開催の影響もあり、前回の調査から 13.3%増加しています。

また、地域生活支援拠点を通して、障がい者が地域で安心して暮らすために必要だと思うことは、「身近な地域で気軽に相談できる環境の整備」が 83.3%と最も高く、次いで「緊急時対応体制(受入施設の空床確保等)の整備」、「緊急時に 24 時間 365 日相談できる体制の整備」及び「地域の障がい者理解を促進するための活動」の順に多くなっています。

加えて、前回の調査から、多くの選択肢の割合が増加しており、特に、「緊急時に 24 時間 365 日相談できる体制の整備」は 19.9%、「緊急時対応体制(居宅訪問や受入施設への付き添い)の

整備」は 16.4%、「緊急時対応体制(受入施設の空床確保等)の整備」は 15.5%とそれぞれ増加し、緊急時の受入れ・対応機能等の需要、必要性が高まっています。

今後は、相談支援事業の継続的な運営を行い、令和3年度に創設した地域生活支援拠点機能強化補助金を用いた緊急時の対応の確立を図ります。

## ④ その他

### (1) 障がい者理解に関する活動

43.6%が活動等をしたことがあり、事業所において、地域の住民が自由に参加できるお祭りやバザーといった催し物や研修の開催、地域の清掃、自治会の活動や学校行事への参加など、地域の住民と交流する機会・場を設けています。

さらに、学校等の教育機関からの依頼に基づき、障がいに関する講談、研修会の実施や生徒の体験学習の場として、事業所の開放に協力する等、教育の場の一環として障がい者理解の促進活動を行っています。

また、障がいのある家族に対する障がいの理解を深めるために、事業所の利用者や当事者団体に対しての研修や講習会の実施をしている事業所もありました。

障がい者理解の促進は、障がい者が地域で暮らしていくために、地域との関わりを築く上で最も重要な取組のひとつとなります。上記のように、地域の事業所単位でも障がい者理解に関する取組を実施しています。これら取組を整理し、行政の立場としての障がい者理解に関する取組はもちろんのこと、事業所との協働を通じた障がい者理解の促進活動の推進を図ることが重要となります。

### (2) 虐待防止に関する法的措置の取組状況

虐待の防止に関する事業所の措置として、虐待防止に関する委員会の設置、職員に対する虐待防止に関する研修の実施、これらの措置を管理する責任者の設置が必要となります。

これら全ての措置を満たしている事業所は 55.8%となっていますが、16.9%の事業所については、全ての措置を講じていません。

また、一部の措置を講じている事業所において、「研修」は 76.2%が実施しているものの、「委員会の設置」は 19.0%、「虐待の防止等のための責任者の設置」は 33.3%とこれら2つの措置に課題があることが明らかとなっています。

これについて、普段の業務がある中で、別に委員会を設置及び開催をする負担感や、虐待防止に積極的に取組む担い手の不足が課題と考えられます。

しかしながら、障がい者の虐待防止を図るため、これら措置の早期整備を促すとともに、虐待があった事業所や不適切な支援があった事業所については、当該措置が機能するよう、運用状況を確認し、虐待の防止が図られる取組が必要となります。

### (3) 事業所からの障がい福祉に関する意見

「福祉職の人材不足」に関する記載が最も多く、一部のサービス事業所においては、障がい者からの利用希望があっても、希望どおりのサービスの提供が出来ない状況にあります。福祉職の人材確保の課題については、厚木市だけの課題ではなく、障がい福祉全体に及

ぶ課題となります。厚木市独自の制度のみならず、障がい者の理解の推進とともに、障がい福祉の仕事の魅力等を発信し、これからの担い手に知ってもらう事等が重要と考えます。

また、「利用者の情報の共有等」に関する課題の記載も目立っております。障がい者を支える機関として、障害福祉サービス等事業所のほかに、行政機関、医療・保健機関、教育機関、就労機関等の様々な機関があります。障がい者のライフステージの変化に際しては、障がい者本人の暮らしを損なわないために、関係機関との情報共有を適切に行い、円滑に本人を支援できる環境が重要となります。特に、事業所からの意見としては、「教育機関との連携の不足」があげられています。児童は日々成長し、状態の変化が生じやすいです。一貫した療育支援を実現するためにも、家庭、学校や事業所の情報を共有できる環境の整備が必要です。

なお、その他主要な意見としては、「医療的ケア等の専門的な支援の不足」、「事業所の支援の質の向上」、「高齢化に伴う、本人や家族に寄り添う支援の必要性」などがあげられています。